

フランス行政訴訟法の現代的課題*

デルフィーン・コスタ

神尾 真知子 訳

目次

- 1 行政裁判所の組織に関する問題
 - (a) 行政裁判所の構造
 - (b) 行政訴訟の展開
 - (c) コンセイユ・デタの特別な事情
- 2 行政裁判所の任務に関する問題
 - (a) 職業倫理規定の定義
 - (b) 遠隔手続きの発展
- 3 行政裁判所に申し立てられた訴えに関する問題

(a) 緊急手続き

(b) 通常手続き

フランス行政訴訟法の現代的課題について述べるためには、まずいくつかの定義が必要である。フランス法と言う場合、現在、フランスにおいて適用される法という意味で用いる。フランス法は、多くの特色を持っている。

第一に、フランス法は「ローマ・ゲルマン」法であり、ローマ法といわゆる「蛮族」の慣習に根つことがある。したがって、法体系が問題となり、それは、対応する法制度に基づく法的カテゴリーから構成される。

第二に、フランス法は伝統的に私法と公法に分けられる。私法は、私人間の法的関係を規律し、家族法、債務法、労働法、商法、消費者法が含まれる。公法は、政府及び行政機関に適用される法的規制に関するものである。行政法は、国、地方、公企業という行政機関内の関係に適用されるが、同時に行政機関と市民の間にも適用される。

第三に、フランス法は、二つのタイプの裁判管轄、すなわち司法裁判所と行政裁判所に分かれる。最も数が多いのは、司法裁判所であり、民事裁判所、商事裁判所、刑事裁判所が司法裁判所に含まれる。司法裁判所よりも数が少なく、余り知られていないが、行政裁判所がある。行政裁判所は、行政機関に対し、適用される法を遵守させるようにする。行政裁判所には、市民及び行政機関によって付託される。

行政裁判所には、第一審の行政地方裁判所、第二審の行政控訴院、最終審のコンセイユ・デタ（国務院）がある。最終審のコンセイユ・デタは、フランス法において非常に特別なものであり、政府提出法案やデクレ（政令）に関して政府に助言し、また、行政法上最も重要な裁判の判断をする。

行政裁判所における訴訟に特別に適用される法は、行政訴訟法と呼ばれている。現在、行政訴訟法は大きな変化を経験している。行政裁判所は、多くの困難にぶつかっている。その困難とは、行政裁判所の組織、行政裁判所の機能、行政裁判所に申し立てられた訴えにかかわるものである。

1 行政裁判所の組織に関する問題

困難をもたらしている問題が三つある。第一に行政裁判所の構造、第二に行政裁判所における訴訟の展開、第三にコンセイユ・デタの特別な事情である。

(a) 行政裁判所の構造

長い間、行政訴訟法において、第一審の行政地方裁判所とコンセイユ・デタしか存在していなかった。したがって、コンセイユ・デタは行政地方裁判所の裁判の控訴審の裁判官になっていた。コンセイユ・デタは、事実と法規定の両方の視点から裁判を再審理していた。しかし、コンセイユ・デタは、パンクした。したがって、コンセイユ・デタへの申立数を少なくするための解決をみつけないならなかった。

第一の取組みは、コンセイユ・デタの裁判官を助けるために、コンセイユ・デタの裁判官に補助者を用意しようとしたが、この解決はコンセイユ・デタの渋滞問題を解消するには十分とはいえなかった。

第二の取組みは、コンセイユ・デタに補足的な部を創設するというものだった。補足的な部には、部下の司法官がつき、重要でない裁判を扱うというものだった。この解決は却下された。なぜなら、これは、ある種の二重構造のコンセイユ・デタを創設することになるからである。

最終的な取組みは、一九八七年に採択された。第一審管轄の行政地方裁判所と並んで、行政裁判所の判決に対する控訴を管轄する行政控訴院が創設された。

この結果、コンセイユ・デタは、原則として行政控訴院の判決を破棄する裁判官になり、法律問題のみを再審理し、事実問題は扱わないことになった。例外的に、コンセイユ・デタは一定の訴えについて直接判断する。たとえば、政府のデクレについてである。

一九八七年に、五つの行政控訴院が創設され、成功を収めた。それ以降、三つの行政控訴院が創設され、現在、パリ、ベルサイユ、リヨン、ナンシー、ナント、ボルドー、マルセイユ、ドゥエに設置された八つの行政控訴院がある。行政地方裁判所も、同様に増えている。フランスでは、民事及び商事裁判所は廃止される一方で、新しい行政地方裁判所は創設されたのである。たとえば、パリ地域圏においては、ムラン、セルジィーポントワーズ、モントルイユの行政地方裁判所は、パリやベルサイユの行政地方裁判所の負担を軽くするために設けられた。フランス南部では、行政地方裁判所はトゥーロンやニームに創設された。行政地方裁判所は、海外県にも設置された。現在、フランスに四二の行政地方裁判所が存在する。

(b) 行政訴訟の展開

行政裁判所の裁判にはいくつかの特色がある。

行政地方裁判所、行政控訴院、コンセイユ・デタの裁判官は、トジュと言われる丈の長い法服を身につけない。彼らは、公務員と同様にスーツを着ている。このことは、裁判を受ける人たちを驚かせる。

さらに、行政地方裁判所及び行政控訴院のメンバーは、フランス法上「マジストラ」(司法官)⁽¹⁾と言われる(行政裁

判法典L. 二三二―一条)。しかし、コンセイユ・デタのメンバーは、司法官とは言われない。なぜなら、彼らは、既に述べたように、裁判官としての任務のみならず助言者としての任務も持っているからである。

このほか、司法官は、特に行政訴訟に関して弁論日に自らの法的意見を表明する任務がある。歴史的に、弁論の時に書見台に立つて最後に話すのは司法官である。司法官が公に発言した後、裁判官たちと司法官は秘密に協議するため退出する。

ところで、これまでの行政訴訟は、裁判権の原則、特に一九五八年憲法及びヨーロッパ人権条約に由来する原則と関連して、困難に直面していた。話を続けるためには、いくつかの説明が必要である。一九五八年に、フランス国民は、第五共和制憲法を受入れた。この時に、憲法院が創設された。憲法院は、議会によって採択された法律が憲法の原則に適合しているかを確認する責務を負っている。この原則は憲法の条文から来ているが、同時に憲法院が与える解釈からも来ている。

同様に、憲法院は、フランス法において、裁判は裁判権の公平性及び独立性の原則を尊重することを求めている。また、裁判は、当事者間の武器の平等性、すなわち予審における反論の原則、弁論における弁護の権利の原則を尊重しなければならない。一方で、フランスは欧州評議会のメンバーである。欧州評議会は四七のヨーロッパ諸国から構成される国際機関である。欧州評議会は、一九五〇年にヨーロッパ諸国の人権を守る国際条約を採択した。それが人権及び基本的自由の保護のためのヨーロッパ条約(以下「ヨーロッパ人権条約」という。)である。フランスは、他の欧州評議会加盟国と同様に、ヨーロッパ人権条約によって認められている権利を遵守しなければならない。特に、フランスは裁判権の公平性及び独立性の原則、同様に武器の平等の原則(すなわち反論と弁論の権利)を遵守しなければならない。

らない。

したがって、行政裁判所は独立し公平でなければならぬし、訴訟当事者間の武器の平等が保障されなければならない。これは、次のようなことを意味している。行政裁判所は、当事者や立法・政府権力による圧力から保護されなければならないし、裁判すべき訴訟について先入観を持つてはいけない。行政裁判所のメンバーが、協議するために他の裁判官とともに退出する前に最後に意見を述べるといふ事実は、裁判を受ける人々には納得されていなかった。ヨーロッパ人権裁判所は、ヨーロッパ人権条約をヨーロッパ諸国が遵守しているかどうかを監視しているが、フランスの行政裁判所のこのような特性ゆえにフランスを有罪とした。有罪となった判決に、クレス対フランスの二〇〇一年六月七日ヨーロッパ人権裁判所判決がある。この有罪判決は、行政訴訟法に多くの影響を与えた。

―第一に、司法官はその名前を変えたのである。かつては「政府委員」と呼ばれていた。しかし、これは政治的な意味を持っていたので、二〇〇九年以降は、より中立的である「公の報告者」と呼ばれている。

―第二に、二〇〇五年―二〇〇六年以降、行政地方裁判所や行政控訴院においては、司法官は他の裁判官と協議するために退出することはもはやしない。コンセイユ・デタでは、司法官は、当事者の一方が司法官と他の裁判官を一緒にしないことを要求する場合を除いて、他の裁判官と協議するために一緒にになることができる。

―第三に、弁論の数日前に、弁論日に弁護する法的意見を当事者に知らせなければならない。もしそうしない場合には、判決は再審理となる。意見を変えるならば、当事者に前もって知らせなければならない。

―第四に、弁論の時に、当事者は「合議覚書」によって公の報告者が提示した結論に反論することができる。これは、判決を延期する決定を行うことができる裁判長に渡される覚書である。この可能性は行政手続における反論

の原則を保障するものである。

―最後に、公の報告者はもはや一番後に意見を表明しない。行政地方裁判所、行政控訴院、コンセイユ・デタにおいて、当事者は公の報告者の後に意見を表明することができる。これは、弁論の権利を守る原則を保障するものである。

このような行政訴訟の展開のおかげで、ヨーロッパ人権裁判所はフランスがヨーロッパ人権条約を守っていると評価した（二〇〇九年九月一五日の不受理の決定、エティエンヌ対フランス）。

(c) コンセイユ・デタの特別な事情

最初に、フランスのコンセイユ・デタは二つの任務をもっていることを述べなければならない。すなわち、政府の助言者であり、行政訴訟の最終審であるということである。このようなコンセイユ・デタの「任務の二重性」は憲法の原則、すなわち権力分立の原則に反するようにみえる。実際、コンセイユ・デタは、政府提出法案やデクレについて政府に助言するときは、政府の権力に属しているようにみえる。反対に、行政控訴院の判決の破棄を判断するときには司法権に属している。したがって、コンセイユ・デタの任務の二重性は、一九五八年憲法の原則ともヨーロッパ人権条約の原則とも適合していない。

ヨーロッパ人権裁判所からフランスが有罪とされることを避けるために、多くの取組みがなされた。

―第一の取組みは、コンセイユ・デタの内部組織に関するものである。コンセイユ・デタは多くの「セクション」からなっている。政府に助言する任務を担う、六つの「行政的」セクションがある。すなわち、法令部、財務部、社会労働部、公取引部、行政部、報告・研究部である。同様に司法的な任務を行うために七番目のセクションが

ある。それが、争訟部法廷であり、争訟部法廷はさらに一〇の小法廷に分かれている。

―第二の取組みは、二〇〇八年に、デクレによって、コンセイユ・デタの内部にある二つの任務が区別された。それ以降、コンセイユ・デタのメンバーは行政セクションか争訟部法廷のいずれか一方のみに属するように促された。

―第三の取組みは、デクレによって、争訟部法廷において最も公式的な裁判構成体を再編成した。今後は、裁判にかかわるメンバーは、助言にかかわるメンバーよりも数が多くなる。

その結果、ヨーロッパ人権裁判所は、コンセイユ・デタの現在の組織はヨーロッパ人権条約をよく遵守していると明確に述べるに至っている（CEDH、二〇〇六年一月九日 サシロー ロルミン対フランス）。

2 行政裁判所の任務に関する問題

行政裁判所の任務には、二つのタイプの困難がある。

(a) 職業倫理規定の定義

行政裁判所のメンバーと実業界あるいは政界との間の利益紛争を避けるために、職業倫理規定が採用された。実際、コンセイユ・デタのメンバーは、ほとんどENAと略称される国立行政学院⁽ⁱⁱ⁾の出身者である。キャリアにおいて、彼らはたびたび仕事を変える。彼らは、たとえば政府や大きな公企業又は私企業の幹部になる可能性がある。このような状況において、行政裁判所のメンバーの任務を明確にする原則を定義することは、政界及び経済界のあらゆる介入から彼らを守るために必要なのである。

職業倫理憲章は、二〇一一年に行政裁判所のメンバー全員に対するものとして作られた。この憲章は、メンバー全員に適用される原則及び行動規範を表明している。そこで述べられている原則は、憲法、ヨーロッパ人權条約、種々の法令、行政訴訟法典や選挙法典のような、特にいくつかの法典から来ている。憲章の出だしは、次のように始まる。「これらの原則によつて、行政裁判所のメンバーは、公平性及び名誉を持つて、独立してその任務を遂行する。そして、この点に関する正当性が疑われないように行動する。」それに続けて、憲章は、以下のように述べる。「より大きくみると、彼らは、フランスの公務を規制する規律に従う。すなわち、職務に対して実直、清廉潔白、誠実、自由闊達さを持ち、職業上の秘密を厳守し、住民に対しても裁判を受ける人々に対してもサービスの質を保つ。」憲章は、行政裁判所のメンバーの独立を完全なものとするために、彼らは、その任務を行うときに、自分たちのキャリアにおける昇進を期待してはならないことを規定している。

彼らの表現及び意見の自由は、全ての公務員に課されている政治的見解の表明を差し控える義務との調整をしなければならぬ。特に「高級官僚」についていえることである。同じように、行政裁判所のメンバーは、職業上の秘密厳守を証明し、決定の秘密を守らなければならない。

職業倫理憲章を守るために、職業倫理学校が二〇一二年に設置された。学校長は、争訟部法廷の長だった、引退したコンセイユ・デタの評定官⁽ⁱⁱⁱ⁾になる。職業倫理学校は、詳細な意見を出し、一般的な勧告を発する。学校は原則の適用及び憲章にのつとめた行動規範について行政裁判所のすべてのメンバーに知らせる任務がある。それは、行政裁判所のすべてのメンバーによつて付託されうるし、最重要メンバーによつて要請されうる。三年間に、学校は二五の意見と三つの勧告を出した。これらの意見と勧告は、行政裁判所のメンバーの権利と義務のあり方をはつきり示すもの

である。

(b) 遠隔手続きの発展

このほかの現状は、行政裁判所の業務に関するものであり、つまり、遠隔手続きの発展に関するものである。遠隔手続きは、行政裁判所の業務を近代化する。「回線上」（インターネット上）発展する、「紙媒体でない」手続きである。行政裁判所は遠隔手続きに関してパイオニアである。言い換えると、司法裁判所がまだ伝統的な方法によっていた時に、インターネットによる裁判手続きが行政裁判所で発展したのである。

このことは、多くの要因から説明される。まず、行政裁判所は、司法裁判所よりも数が少ないことがある。それゆえ、実験はより容易だったのである。また、行政法において、紙媒体によらない手続きはよくあることである。例えば、公取引法を挙げることができる。公取引法は、とても重要である。同法は、国又は地方自治体と私企業との間で締結される契約に関するものであり、当該契約は、必需品一式やサービス（情報処理、宣伝）を手に入れるために、あるいは公共建築物（橋、道路、病院、学校等）を建設するために締結される。フランスは、EUに属しており、EUは二八か国からなる国際機関である。EUは、前に述べた欧州評議会と混同してはならない。EUは欧州評議会よりも知られている。なぜなら、世界市場に非常に強い影響を持ち、経済に関して二八か国のヨーロッパ諸国に共通の規則を定めるからである。それに、世界市場でこれら二八か国のヨーロッパ諸国の名において交渉しているのは、現在のところ、EUだけであるからである。同様に、EUは、貿易の世界的機関である世界貿易機関WTOに加盟している。特に、EUは競争法に関する法規定をもともと定めている。競争はすべての企業、すべての経済に係り、それゆえ競争は、公取引法とも関係する。EU法の影響の下で、公取引法は、紙媒体によらなくなった。このことは、ヨー

ロッパの規模で、ヨーロッパ諸国の公取引の候補者になるためには、すべてはインターネットでなされることを意味する。このように公取引法が紙媒体によらないことは、行政訴訟法もまた紙媒体のよらないことのひとつの例である。これ以降、フランスの行政裁判所に付託するために、インターネットによることが可能となった。行政裁判官の前でなされるすべての手続きには、その後インターネットが活用される。原告またはその弁護士はインターネットで訴訟書類を提出し、インターネットで他方当事者（被告）と書類を交換し、インターネットで公の報告者の結論を知ることができる。同じように、行政裁判所の書記は、インターネットによってのみ当事者に通知する。書記は、各当事者に確定した日程を定め、当事者は、その日程までに、電子的に一件書類を提出する。

各行政訴訟は、原告、被告、行政裁判官により、インターネットを使って遂行されうる。紙媒体によらない手続きは、行政訴訟法を近代化した。それによって、効率化し、ミスを防ぎ、手続きの日程を迅速化した。したがって、紙媒体によらない手続きは、行政裁判所の業務に有益であることが明らかになった。しかしながら、その実施はたやすしいものではなかった。なぜなら、弁護士や行政裁判所に新たな挑戦を求めることになるからである。さらに、その実施は不平等であることも明らかにになった。というのは、当事者のなかには、インターネットを利用できる環境になかったり、現代的なコミュニケーション技術に慣れていなかったりする者がいるからである。このことは、フランスの行政裁判所に付託するためには弁護士をつけることは常に義務づけられていないということから、一層問題がある。これらの実施上の困難さにもかかわらず、紙媒体によらない手続きは行政訴訟法のひとつの進歩となっている。

3 行政裁判所に申し立てられた訴えに関する問題

いくつかの問題は、行政裁判所への緊急手続きに関するものである。他の問題は、普通法の手続きに関するものである。

(a) 緊急手続き

伝統的に、行政訴訟法は、時間がかかるという、非常に不便なものだった。実際、行政手続きは、非常に長い時間を要した。ところで、前に述べたヨーロッパ人権条約の原則のなかに、適切な期間の原則がある。言い換えれば、裁判当事者にとって裁判が意味を持つためには、裁判は非常に迅速になされなければならない。一九九〇年代に、フランスはヨーロッパ人権裁判所に適切な期間を超過しているとして、たびたび非難された。それを受けて、効果的な取り組みが試みられ、緊急手続きが近代化された。緊急手続きは行政訴訟に存在してはいたが、有効に機能していなかった。そこで、二〇〇〇年法は「行政急速審理」を一般化し、行政裁判所の緊急手続き法を改正した。各行政裁判所では、裁判所長または経験豊かな司法官が行政急速審理の責任を負い、公の報告者なしで、ひとりで判断が下される。もし、事件が複雑な場合は、合議制に移行するが、非常にまれである。急速審理裁判官は、迅速に決定を下さなければならない。なぜなら、急速審理手続きは緊急性に対応しているからである。当該緊急性は、公益であれ、私益であれ、不可逆的に危機的な状況にあることを意味する。

種々の緊急審理がある。あるものは他よりも緊急といえる。

―第一に、非常に緊急の場合に、すべての市民は基本的自由を侵害する状況を終わらせるために、行政に対して介

入することを行政裁判官に求めることができる。基本的自由に該当するのは、通行する自由（パスポートの停止）、通常の家族生活を送る権利（強制退去）、財産権（収用）、表現の自由（興行の禁止）である。ここで「自由の急速審理」がなされ、裁判官は、四八時間以内に判断を示さなければならない。控訴は、第一審の急速審理の決定後一五日以内になされなければならない。

―第二に、ある行為の取り消しを求める訴訟当事者は、通常の行政裁判官がその行為の有効性について判断を示すまで、緊急に、その行為が一時的に実施されないことを求めることができる。この急速審理は、「停止の急速審理」と呼ばれる。ある行政行為の執行が停止されるからである。急速審理裁判官は一か月以内に決定を下す。

―第三に、「命令の急速審理」があり、緊急に、急速審理裁判官が行政に対し、あることをすることまたは文書を提出することを命令するものである。この急速審理は非常に有益である。というのは係争状況を往々にして打開し、時には行政訴訟を避けることができるからである。

―第四に、急速審理裁判官が、あまり迅速ではないが、予防的に判断する急速審理がある。裁判官が鑑定を命令したり、預託金を認めたりすることができる。

―最後に、行政契約の権利に関するものであり、急速審理裁判官は、行政機関が選択しなかった契約を締結するよう、当該契約の締結候補者から付託される。行政契約は一般利益に資さなければならない。また、市民の公の利益にも役立たなければならない。公取引は行政契約である。民間企業に公的サービスを委託する契約もまた行政契約である。それゆえ、行政契約は、EU法の厳格な原則に従わなければならない。すなわち、契約締結候補者に対する行政契約へのアクセスの自由、候補者間の平等、行政契約の締結手続きの透明さという原則である。

もし、これらの原則を行政機関が遵守しないときは、締結できなかった候補者は急速審理裁判官に付託することができる。その場合、二つの方法がある。ひとつは、契約締結前に裁判官に付託し、契約前の急速審理によって、契約締結を回避するという方法である。もうひとつは、行政契約締結後一か月以内に急速審理裁判官に付託し、契約の急速審理によつて当該契約を解消する方法である。

すべての緊急手続きは利用しやすくなっている。それは、行政訴訟を緊急に処理することができるようにするためである。

(b) 通常の手続き

フランス行政訴訟法では、原則として、通常の手続きを二つに分ける。ひとつは「越権訴訟」であり、もう一つは「全面審判訴訟」である。「越権訴訟」と「全面審判訴訟」は、一九世紀末に区別されるようになった。この違いが原因となって困難が生じたにもかかわらず、この区別はフランス行政訴訟法において維持されている。

—「越権訴訟」は、市民が、行政裁判官に、行政行為を遡及して無効とすることを求めるものである。行政裁判官は、行政行為を無効とし、その法的効力を奪う権限のみを持っている。行政裁判官はいかなる他の権限も持っていない。

「全面審判訴訟」は、反対に、市民が、行政裁判官に、行政機関に対して権限を行使するように要求することを可能にする訴訟行為である。

—行政裁判官は、行政機関に対してその行為を改めるように義務づけることができるし、損害を被った市民に補償するように強制することができるし、行政行為を修正することもできる。

—「全面審判訴訟」のなかには、契約に関する訴訟もあるし、税制に関する訴訟もあるし、選挙に関する訴訟もある。

最近、行政訴訟法の訴訟に関するこれら二つの類型の境界があいまいとなってきた。確かに、伝統的には、市民にとって最も関心のある訴訟は「越権訴訟」である。なぜなら、越権訴訟は行政行為を取り消すことができるからである。たとえば、政府のデクレのように、行政機関の強権的な意思を表す行政行為を取り消すことができる。しかし、行政機関は、一方的な行政行為という強権的な方法を取るのではなく、益々行政契約の交渉という方法によっている。したがって、行政訴訟法の立場からは、最も関心のある訴訟は、「全面審判訴訟」になる。

しかし、ひとつの問題が出てくる。それは、行政契約はフランス法において他の契約のような契約ではないということである。確かに、行政契約は二つの主体を結びつけた契約であるが、これらの主体のひとつは少なくとも公的な主体でなければならない。行政契約には、行政機関と他の行政機関との契約があるが、最も多い行政契約は、行政機関と私的な組織、たとえば企業のような私的な主体との間で結ばれたものである。行政機関と企業間の行政契約は、市民の公益を表し、公取引または公共サービス（学校交通、ごみ処理など）を組織する契約にかかわるものである。それゆえ、このことは、行政契約が公益を遵守しないならば、市民は望めば当該行政契約を訴えることができることを意味する。ところが、伝統的に、契約に関して可能な「全面審判訴訟」は、行政契約の当事者しか付託することができなかつた。多くは行政機関と民間企業が当事者になる。行政契約によって公益が保障されなかつたとき、市民は何ができたのだろうか。複雑な制度であつたが、市民は、行政裁判官が行政契約から切り離すことを認めた、一方的な行政行為に反対して行動することができたのである。「越権訴訟」は、したがって、行政契約に関連する行為に反対

する市民にとって可能であった。行政裁判官は、それゆえそのような行為を取り消すことができた。その代り、このことは行政契約そのものを取り消すことを意味してはいなかった。

契約を解約するためには、行政裁判官は行政機関に契約の解約を求めなければならなかった。そして、もし行政機関がそれを拒否した場合には、当該裁判官に戻され、「全面審判訴訟」をしなければならなかった。したがって、この制度は複雑で、全く効率的ではなかった。多くの変遷を経て、二〇一四年ノタルヌ・エ・ガロンヌ県対ボンノム氏判決において、コンセイユ・デタはひとつの解決をえた。今後は、契約の解消や修正をする利益があるならば、契約の当事者ではない市民も、「全面審判訴訟」によって契約を訴えることができる。他の事例は契約に関する行政訴訟法の発展をもたらした。しかし、これはフランス行政訴訟法の簡潔化の事例といえる。

*本翻訳は、法学部招聘教授として来日されたコスタ教授が、二〇一四年一〇月二〇日（月）に日本大学法学部で行った講演を翻訳したものである。本翻訳の原文は、Nihon University Comparative Law Vol.32 (2015) に掲載されている。

- (i) マジストラ (magistrat) は、司法官と訳され、司法職団 (corps judiciaire) に所属する裁判官と検察官を総称する名称である。司法職団は、職業団体である。
- (ii) E N A は、Ecole nationale d'administration の略称で、国立行政学院と訳される。大学よりも格が上であるグラン・ゼコールのひとつで、高級官僚を養成する教育機関である。
- (iii) 評定官 (Conseiller d'État) は、コンセイユ・デタ構成員の三つの位階のうち最上位の位階である。二番目の位階は調査

官 (*maitre des requêtes*) であり、その下に傍聴官 (*auditeur*) がある。傍聴官は、E N A の卒業生から任命される。
(以上の注は、山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会、二〇〇二年を参考にした。)